

代表者各位

商工中金の危機対応業務「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」をご検討の事業者へ  
商工中金「株主組合」である当会にて組合員証明書の発行を受付けています！

新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を利用の際、商工中金株主組合の組合員資格者であることが要件とされ、当会にて、本融資制度の活用を希望する事業者へ当会所属組合の組合員資格者証明書の発行依頼を受付けています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け一時的な業況悪化を来し、年末にかけての運転資金の調達、又は、有利子融資を無利子、無担保融資への転換等本制度をご活用し喫緊の経営を下支えしてください。(制度融資申込時の決算書・試算書等にご不安のある方は、当会所属税理士(教授会員)が希望によりサポートします【有料】)

貸出期間 設備:20年以内(据置5年以内) 運転:15年以内(据置5年以内)  
貸出限度: 元高:20億円以内 残高:6億円以内(3年間利子補填)  
資 格:商工中金の株主である中小企業の組合と、その組合員をご融資の対象

尚、組合員資格証明書の発行に関して、令和2年度の所属組合の年会費(6万円)を納付している方を対象としており、本年度組合事業を利用しておらず、年会費の猶予を受けている事業者は、下表により、ご納付をお願いいたします。(本書を FAX して下さい)

資格証発行申込書(FAX/03-3473-1357)			
名 称			
住 所			
所 属 組 合	日賃協・日環協・日住協・労確協・日労協・まち協(旧日創協)・不明		
電 話 / F A X 番 号	/		
e - m a i l		担 当 者	
年 会 費 納 付 申 告	<input type="checkbox"/> 令和2年度年会費納付済み <input type="checkbox"/> 猶予適用(下記により納付します)		
年 会 費 納 付 要 領	申込書受領後、所属組合より年会費の納付依頼書を発送しますので、指定の期日までにご納付下さい。(資格証明書は納付書に同封します)		

融資制度の詳細は:新型コロナウイルス感染症特別相談窓口 |  
商工中金 (shokochukin.co.jp)

